

平成25年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第219回定例会 12月26日開会

12月26日閉会

第219回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成25年12月26日（木曜日）

出席議員(17名)

1番 保科 惣一郎 君	2番 佐藤 英雄 君
4番 谷津 睦夫 君	5番 佐藤 長成 君
6番 馬場 勝彦 君	7番 村上 満 君
8番 菅原 研治 君	9番 秋山 昇 君
10番 佐藤 貴久 君	11番 斎藤 万之丞 君
12番 吉野 敏明 君	13番 加藤 克明 君
14番 舟山 彰 君	15番 大浪 俊憲 君
16番 大宮 博吉 君	17番 海川 正則 君
18番 佐藤 吉市 君	

欠席議員(1名)

3番 佐藤 正友 君

説明のため出席した者

理 事 長 風 間 康 静 君	理事長職務代理者 滝 口 茂 君
理 事 大 友 喜 助 君	理 事 村 上 英 人 君
理 事 梅 津 輝 雄 君	理 事 伊 勢 敏 君
理 事 佐 藤 英 雄 君	理 事 小 山 修 作 君
理 事 保 科 郷 雄 君	助 役 岩 間 利 裕 君
教 育 長 佐 藤 隆 夫 君	監 査 委 員 佐 藤 長 壽 郎 君
総 務 課 長 佐 藤 克 也 君	企画財政課長 阿 部 和 之 君
滞納整理課長 木 村 洋 君	介護保険課長 佐 藤 直 之 君
業 務 課 長 加 藤 弘 一 君	消 防 長 大 松 敏 二 君
次 長 穴 戸 克 美 君	管 理 課 長 佐 藤 義 信 君
消 防 課 長 咲 間 定 実 君	教 育 次 長 岡 田 定 一 君
業務課技術補佐 阿 部 直 樹 君	

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 正 俊 君	書 記 佐 藤 盛 一 君
-------------------	---------------

議事日程

平成25年12月26日(木) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 第23号議案 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 第 6 第24号議案 仙南地域広域行政事務組合議会等に出席した関係人等に対する実費弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 第25号議案 仙南地域広域行政事務組合有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び仙南地域広域行政事務組合行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 8 第26号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 9 第27号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)
第28号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第2号)

午前11時9分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

一般質問

第23号議案 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

第24号議案 仙南地域広域行政事務組合議会等に出席した関係人等に対する実費弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第25号議案 仙南地域広域行政事務組合有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び仙南地域広域行政事務組合行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例

第26号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第27号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）

第28号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）

午前10時 開会

○議長（海川正則君） おはようございます。

これより、第219回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

本日の会議に3番佐藤正友君から欠席の届出があります。只今の出席議員は17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りしました議事日程をもって進めて参ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海川正則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により、議長において、9番秋山昇君、14番舟山彰君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（海川正則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本日の定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海川正則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（海川正則君） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。その写しは、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

理事長より報告があります。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） おはようございます。本日ここに、第219回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に御多忙中のところ御出席を頂き、提出案件の御審議を煩わすことができますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、行政報告といたしましては、初めに（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業の事業者の選定についてであります。本事業につきましては、11月1日に各専門分野の学識経験者で組織された事業者選定委員会から、最優秀提案者の選定について、理事会へ答申がなされました。その後、11月15日の理事会において、慎重なる審議の結果、全会一致により、選定委員会から最優秀提案者として答申のあった神鋼環境ソリューショングループを落札者として承認したところであります。議員各位に対しましては、11月15日の理事会当日に、議員全員協議会を開催して頂き、落札者として承認した旨、御報告を申し上げたところであります。その後、11月22日には、同グループの代表企業である株式会社神鋼環境ソリューションと、その構成員である神鋼環境メンテナンス株式会社との間で、整備運営事業に係る基本協定を締結し、両社は、この基本協定締結を受け、特別目的会社（SPC）の設立に着手、今月18日に設立登記が完了した旨、報告を受けたところであります。今後の予定といたしましては、来年1月9日を目途に特定事業仮契約を締結し、同月末に議会臨時会を開催して頂き、本事業に係る本契約締結の議案を御審議頂きたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、当組合に対して損害賠償を請求する裁判の経過についてであります。10月31日の議会定例会にて申し上げましたように、9月25日に開催された第2回口頭弁論に代わる準備手続きの際、原告側から釈明を求められた、組合において、本件各土地についての売買契約を締結する場合、どのような内部手続きが必要か、などの4項目の釈明の他、組合の主張を加え、去る11月20日の第3回口頭弁論に代わる準備手続きにおいて述べたところであります。次回期日は来年2月7日と指定されておりますので、引き続き裁判の場で組合の主張を述べて参ります。以上、御報告を申し上げます。

日程第4 一般質問

○議長（海川正則君） 日程第4、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告は1名であります。発言を許します。4番谷津睦夫君、登壇発言を許します。

○4番（谷津睦夫君） はい。皆さん、改めておはようございます。今、定例会に通告いたしておりました1件の一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

先ずもって、仙南地域広域行政事務組合の理事長並びに理事の皆様方には、日頃より構成する自治体の発展のために、御尽力を賜っておりますことに改めて感謝を申し上げます。

さて、この度の一般質問であります、既に通告をいたしておりました標題の（仮称）

仙南クリーンセンター施設整備計画の関連についてであります。これらについては、過日に事業者選定委員会から最優秀提案者の答申がなされ、その後11月15日開催の理事会において、最優秀提案者であるコスモスグループ、神鋼環境ソリューショングループを落札者として承認をし、同日に開催されました議員全員協議会において、それらの経過報告及び説明がなされたものであります。それらを受けた形で、過日、11月25日に角田市議会ごみ処理等対策調査特別委員会が開催され、市当局並びに広域議員による説明とそれらに対する質疑がなされ、結果としては、この度の事業者選定委員会による最優秀提案者の選定及び理事会においての承認をした経過等については、それらの審議の中で大筋理解されたものと考えております。

しかしながら、今後における契約事務の関係については、多くの不安を抱える内容の質疑や意見、要望等が出されたことから、それらの件については、12月に開催される広域議会の場を活用しつつ、広域議員として精査してきてほしい旨の内容でありました。このことから、この度の一般質問においては、今後の契約事務の流れに対する確認と留意点等についてお伺いするものであります。

1点目でございます。先の議員全員協議会においても質問を行いました。この度の最優秀事業者選定、承認されました神鋼環境ソリューショングループであります。全国の3施設において排出ガスなどによるデータの改ざん事件を起こしており、指名停止処分や年間委託の減額処分となった経緯があり、それらの各自治体における危機管理能力が問われるなどの問題が発生しております。当組合においては、これらの問題事例と要求水準書を照らし合わせ、事業者選定委員会並びに事務局において、どのような確認、ヒアリングや検証等を行ったものなのか。

また、本契約に向けてどのような精査を行おうとしているものなのかをお伺いいたします。

2点目でございます。この度の当組合による事業は、全国に先駆ける形で設計・建設から運営までを一括して委託する、PFI法によるDBO方式の採用と最終処分場の延命化を目的とした掘り起こしごみの再処理と排出スラグの有効活用が最大の特徴となっております。これらに関して、落札事業者でもある神鋼環境ソリューショングループでの過去の実績件数や排出されるスラグの有効利用の事例等はどのようなものなのか。

また、排出されるスラグの放射性物質関連の値は、どのような提案がなされ検討をなされたのかをお伺いいたします。

3点目でございます。この度の事業者による落札金額は、予定価格205億2,300万円に対して、落札金額188億円と廉価なものとなったことは、大いに評価をいたすところではあります。

しかしながら一方において、それらの差額が要求水準書内にある、地域振興として、

本施設の施工に当たっては、土木建築関係、プラント関係など、各工事等において地元業者及び地元雇用を積極的に実施するとした部分にどのような影響を与えるものなのか。今後関わるることとなる地元業者、地元雇用者の適切な労働環境や利益の確保は担保できるものなのかをお伺いいたします。

また、仙南地域からの雇用について提案があり評価できた、と客観的評価結果書に示されておりましたが、最優秀提案者のグループ内企業からは確認することが出来ませんでした。

そこで特別目的会社、SPCの体制を含め、積極的に実施される地域振興とは、どのようなものなのかを伺います。

更に、今回の落札金額については、それらの妥当性を確かめる何らかの検証等を行ったものなのかを併せてお伺いをいたします。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） はい。風間理事長より答弁を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） 谷津議員の御質問について、理事会の統一した見解を申し上げます。

初めに、答弁に先立ち、今回の（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業に関する事業者選定の経緯について御説明を申し上げます。

今回の事業者選定にあたりましては、既に御説明したとおり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨に鑑み、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除徹底等の観点から、事業者選定委員会の審査を終え、理事会において最優秀提案者を承認するまでは、応募のあった企業グループの具体の名称はもちろん、応募企業グループの数についても一切公表しないこととしていたものであり、事業者選定委員会においても、より公正、公明で、厳正な審査を行うため、最終の委員会まで応募した具体の企業グループ名を伏せて審査をして頂いたものであります。このことについては、議員全員協議会に御説明し、去る7月23日開催の第217回組合議会定例会において御報告をしたところであります。

理事会では、計画しているごみ焼却施設において、議員御指摘の事件や事故等が起きないように万全を期するため、事業者選定委員会の委員には、そのような事例を把握し、ごみ焼却施設に関する技術等を専門的に評価できる、全国のごみ焼却施設を有する都市や一部事務組合などを会員とする公益社団法人全国都市清掃会議から委員をお願いしたほか、国の環境政策や全国の問題に精通している一般社団法人国際環境研究協会から、また弁護士や中小企業診断士にも委員をお願いし、事業者選定の審査をして頂いたところであります。更には、全国のごみ焼却施設建設計画に数多く関わる、経験と実績を有するコンサルタントに業務を委託し、詳細な調査等を行い進めてきたところであり

ます。

その結果、企業グループ名を明らかにした最終の事業者選定委員会において、応募のあった両グループの代表企業については、この業界において日本を代表する企業の一員であり、信頼性、信用性を十分有する企業であるとの評価を頂いております。

それを踏まえて、去る 11 月 15 日の理事会において、慎重な審議の結果、全会一致で事業者選定委員会から最優秀提案者として答申のあった、神鋼環境ソリューショングループを落札者として承認し、同日開催の議員全員協議会において、初めて応募のあった企業グループの数、具体の企業名などについて御報告したところであります。その時にも、谷津議員から、神鋼環境ソリューショングループにおける排出ガスのデータ改ざんについての御指摘がありました。

そこで、1 点目のデータ改ざん等の問題事例について、事業者選定委員会並びに事務局において、どのように確認や検証を図ったものなのかとの御質問であります。このことについては、応募企業グループの入札参加資格に関するものであり、本年 6 月 24 日に応募企業グループから提出のあった入札参加資格申請書をもとに、調査し、確認、検証をしております。入札参加資格に関する条件としては、議員全員協議会で御説明したとおり、事前に公表した入札説明書で定めており、その中で、欠格事項として地方自治法施行令に規定する欠格事項に該当する者、法人税等を滞納している者、会社更生法又は民事再生法に抵触している者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律などに抵触する場合について参加を認めないこととしているほか、当組合または構成する 2 市 7 町のいずれにおいても指名停止されていないことなどを明記しております。

その後、理事会において落札者を承認するまでの間、調査により確認することができた問題事例等については、議員御指摘のとおり、神鋼環境ソリューショングループだけでなく、新日鉄住金エンジニアリンググループにもあり、両グループとも 2 件であります。

この問題事例については、後ほど企画財政課長より答弁いたさせますが、いずれの事案も、今回公表している入札説明書記載の欠格事項には該当せず、入札参加要件を満たしているものとし、先程お答えしたとおり事業者選定委員会においても確認、検証し、それを踏まえて、理事会として適格であると判断したものであります。

この入札参加資格については、入札説明書にも明記しており、理事会としては本契約時まで継続して調査、確認を行うこととしており、来月末に予定している臨時議会に本契約の議案を提案したいと考えております。

次に 2 点目の神鋼環境ソリューショングループの過去の実績件数や排出されるスラグの有効利用の事例等はどのようになっているものなのか、また、排出されるスラグの放射性物質関連の値は、どの様な提案がされ検討をしたのかとの御質問であります。

はじめに、既に御説明したとおり、今回の事業は、設計、建設から運営までを一括し

て委託するPFI法によるDBO方式の採用と、最終処分場の延命化を目的とした掘り起こしごみの再処理を加えた事業で、全国でも初めて行うものであり、両グループにおいても、一括して事業の受託をした事例はないものであります。

神鋼環境ソリューショングループの流動床式ガス化溶融炉の実績については、国内で14件、国外2件であります。

また、スラグの有効利用の事例等でありますが、大手道路会社を中心とした全国的な引取りネットワークを構築してスラグの有効利用が行われていることを確認しております。

次に、排出されるスラグの放射性物質関連の値はどのような提案があったのかとのことでありますが、この御質問については、事務的なものでありますので、後程、業務課長より答弁をいたさせます。

次に3点目の、今回の入札において予定価格から廉価となった落札額については、これらの差額が要求水準書内にある、地域振興として土木、建築関連、プラント関連工事等において、今後、関わることとなる地元業者及び地元雇用者の適切な労働環境や利益の確保は担保できるのか。また、最優秀提案者の企業グループ内の企業名から確認することはできなかった、特別目的会社、SPCの体制を含め、積極的に実施される地域振興とは、どのようなものなのか。更に今回の落札金額については、それらの妥当性を確かめる何らかの検証等は行ったものなのか伺いたいとの御質問であります。議員御承知のとおり、本施設の施工にあたっては、土木、建築関連、プラント関連など各工事などにおいて地元業者及び地元雇用を積極的に実施するよう、要求水準書に定めているところであります。本事業の実施における仙南地域の各種企業への発注予定額、地域産資材の調達、並びに地元雇用等については、両グループとも、要求水準書を上回る提案がなされております。この提案内容については、個々の企業が持つ独自の構築部分があり、詳細にはお示しすることはできかねますが、建設期間中並びに運営期間中において仙南地域内の地元企業の活用や、地元人材の雇用、地域産資材の活用等について、特定の企業に偏らないように実施し、地域の社会貢献に資する事などの提案がなされており、また、地域振興に関わる落札金額の妥当性についても、実勢価格等と照らし合わせて、十分に担保されるものと事業者選定委員会において判断されたものと考えております。それらを踏まえ落札者である、神鋼環境ソリューショングループにおいて、自ら提案した内容を実実に実施することはもちろんのこと、組合においては、それらの確実な実施の確認、検証を行い、更により多く仙南地域の地域振興に資することができる環境づくりに努めて参る必要があるものと考えております。以上でございます。

○議長（海川正則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（阿部和之君） はい。それでは、第1点目の質問に関する両グループの問題事例等について理事長の命によりお答え申し上げます。

調査により、両グループについて確認することのできた事項といたしまして、神鋼環境ソリューショングループにつきましては、2件の問題事例を確認しております。

1件目につきましては、本年8月下旬に中部地方において、平成17年と平成18年当時運転維持管理を受託していた代表企業関連会社が、独自で測定している一酸化炭素濃度について、一部データ改ざんをした疑いがあると、地方新聞に報道をされました。本件にあつては、代表企業が関連会社の関係者の個別面談、過去の施設に関する記録、日報データの収集を可能な限り遡って事実関係の調査を実施したところ、データの長期保存が出来ないために、平成17年及び18年当時の改ざんの事実の確認には至らなかったとのことであります。しかしデータの書き換えは系統的に可能であったことから、データの改ざんがあったとされたものであります。

また、この件を受けて、代表企業が自主的に他事業所での改ざんの有無について調査したところ、先の事例の他、兵庫県下の下水汚泥広域処理の汚泥焼却施設から排出される排ガス濃度のデータにおいて、改ざんがあったとされたものです。この内容につきましては、大気汚染防止法に違反する排出超過には至らなかったものの、発注者が独自に設定している業務委託要求水準値を超えていたことから、代表企業より、発注者へ調査報告書を提出し、謝罪がなされております。以上の2施設におけるデータ改ざんについて確認が取れましたが、いずれも指名停止等の処分はされていないものであります。

一方の新日鉄住金エンジニアリンググループにつきましても、2件の問題事例を確認しております。

1件目につきましては、平成24年7月に東北地方において、代表企業関連会社の作業員が一酸化炭素中毒を起こし3人が一時心肺停止となり、6人が救急搬送される労働災害があったものであります。

また、2件目につきましては、平成21年7月に関西地方のごみ処理施設改修工事を巡る贈収賄事件があり、代表企業関連会社の幹部社員など、関係者が逮捕されるという事件がありました。この2件の問題事例に関しましては当該自治体から指名停止処分はされていないものであります。

これらの事故等の事例に関しましては、両グループの代表企業から当組合に対し事故等があった旨の報告があったものであります。この両グループについて、本日までに確認することができた問題事例による要因を含めまして、参加資格要件であります組合または構成する2市7町のいずれにおいても指名停止の事実はなく、両グループとも入札参加資格要件を満たしているものと判断をしているところであります。以上でございます。

○議長（海川正則君） 業務課長。

○業務課長（加藤弘一君） はい。2点目の御質問に関する、排出されるスラグの放射性物質関連の値はどのような提案があったのかにつきまして、理事長の命によりお答え申

し上げます。

本年2月18日に開催して頂いた議員全員協議会におきまして、(仮称)仙南クリーンセンターの整備運営事業に係る要求水準書案に対する議会からの意見等の回答について、既に御説明を申し上げておりますとおり、環境省が作成した災害廃棄物のガイドラインにおきまして、1点目、廃棄物は再利用した製品の放射性セシウム濃度が100ベクレル未満の時は、広く一般に再利用できること。

2点目、溶融スラグの放射性値については、焼却対象となる廃棄物に含まれる放射性セシウムの量により左右されること。焼却対象となる廃棄物から放射性セシウムが溶融スラグに移行される分配率は、溶融の方式により異なるもので、最大でも10パーセント程、移行すると考えられることなどが示されております。

これらを踏まえまして、現状の一般家庭ごみの中に含まれる放射性セシウムを基に溶融スラグに最大10パーセント移行したとしても、100ベクレルに満たないものと考えられます。

また、事業者選定委員会において、スラグと放射性物質の関連について、ヒアリングを行って頂いたところ、両グループから、組合が公表している資料を参考にした場合、いずれも問題はないレベルであるとの回答を頂いております。以上でございます。

○議長(海川正則君) 4番谷津睦夫君の再質問を許します。4番谷津睦夫君。

○4番(谷津睦夫君) はい。答弁ありがとうございます。1件の確認と数点の要望を申し上げたいというふうに思っております。

答弁の中では、入札参加資格の欠格状況には当たらないということを確認させていただきました。私がですね、先の議員協議会、全員協議会においても危惧してることってというのは、入札に瑕疵があったとか、何かを指摘してるわけではないんです。あの、問題はですね、改ざんの問題とか何かっていう、これもちょっと数字が違いますけど、契約を結んでからですね、問題が生じるもんなんです。それで、契約前でありますから、その辺を充分留意して欲しいという意味で、理事長さんにとっては、何だやっていうような思いになるかと思うんですが、やはり広域、構成自治体の大切な財源を利用しているわけですから、その問題をクリアしておかないと、後々にですね、大変な問題が起こるというふうに角田市議会の方では思ってるわけでございます。そこで全ての部分が、後に起こった部分で、あの時こうしてれば良かったという危機管理能力の問題が浮上してきてるわけです。そういう意味では、先程もいったように188億円という廉価な、予定価格からすれば廉価な落札額で、私共も安堵したわけなんですけど、特に危惧してる部分っていうのは、その後に色々な問題が出てきますと結果としては、増額補正だったり、自治体負担がアップしたりするというような問題が他の自治体で発生してるわけです。

そういう意味では是非、契約に向けて、要求水準書内の変更であればですね、この金額で行うと。新たな増額補正なり、負担金を求めることはないという部分だけを先ず確認をしたいなというふうに思っております。

2点目以降は要望でございますが、詳細にお示しすることはまだできないとか、後はSPCの体制等はまだ、ここにも示されてないと。今後、示すというふうになってますし、スラグの有効活用についても、具体的な、どこでどういうふうなところが活用するんだというような部分をですね、是非、次の議会に上程される、この議案についてですね、その時までには詳細な説明を求めたいというふうにしたいと思っておりますが、それについて、答弁を頂きたいというふうに思ってます。以上でございます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。お答えを申し上げます。

先ず1点目でございますが、この、今現在、要求水準書を送って、この金額で行えるというふうに思っているところであります。ただ、分からないのは、新たに何か、皆でまた作りましょうとかってなった場合は、これは別問題なんで、要求水準書内、これでしっかりと今からやっていこうというふうに思う。

それと2点目のスラグの活用ですが、次回まで示せということは先ず不可能だと。というのは、その会社が今度、できあがったものをどういうふうにもっていくかは、その後のことなんで、次回の議会まで示すことはちょっと不可能っていうふうに思っております。以上でございます。

○議長（海川正則君） 以上で4番谷津睦夫君の一般質問を終わります。これをもって今定例会における一般質問は終結いたしました。

日程第5 第23号議案 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

○議長（海川正則君） 日程第5、第23号議案、水槽付消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第23号議案、水槽付消防ポンプ自動車の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、白石消防署に配備しております水槽付消防ポンプ自動車は、平成9年2月に取得以来16年が経過し、車体本体の劣化とともに、ポンプ内及び内部配管並びにエンジン各部の老朽化が進み、火災時における送水操作等にも支障をきたす懸念が出始めたこと

から更新するものであります。

当該車両は、消防車両の更新計画に基づき、平成 26 年度に更新することとしていたものでありますが、消防緊急援助隊登録の関係から、本年度に限って充当率が高く、元利償還金に対して交付税が措置される有利な起債が適用されることから、更新計画を 1 年前倒し、今年度で購入することとして、10 月議会定例会に補正予算を御提案し、お認め頂いたものであります。

入札参加業者については、資格、信用、保障能力共に充分である水槽付消防ポンプ自動車の製造及び納品メーカー 9 者を指名し、地方自治法施行令第 167 条第 2 号の規定により、去る 12 月 3 日に入札を行った結果、トーハツ県南サービス株式会社を契約の相手方と定め、取得価格 4,914 万円をもって、同月 9 日付けで物品売買仮契約を締結したので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考として、入札経過に関する資料を添付しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 23 号議案、水槽付消防ポンプ自動車の取得についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 第 24 号議案 仙南地域広域行政事務組合議会等に出席した関係人等
に対する実費弁償等に関する条例の一部を改正する条
例

○議長（海川正則君） 日程第 6、第 24 号議案、仙南地域広域行政事務組合議会等に出席した関係人等に対する実費弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事長より提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第 24 号議案、仙南地域広域行政事務組合議会等に出席した関係人等に対する実費弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成 25 年 7 月 23 日に開催された第 217 回議会定例会において、議員提案により会議規則の改正が行われ、公聴会の開催や参考人の招集に関する規定が新たに設けられたところであります。これに伴い、公述人や参考人の実費弁償に関する規定を整備する必要が生じたことから、本条例の一部改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて、詳細説明を求めます。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤克也君） はい。それでは、第 24 号議案につきまして、理事長の命により、詳細説明を申し上げます。

前もって送付をさせて頂きました、別冊の参考資料、こちらの方を御準備を頂きたいと思えます。ページは 2 ページになります。新旧対照表をお開きを頂きまして、組合議会等に出席した関係人等に対する実費弁償等に関する条例の一部改正でございます。只今、理事長の提案理由にもありましたように、会議規則の改正を受けての本条例の改正でございます。

先ず第 1 条では、実費弁償を支給する場合として、第 2 号と第 3 号を新たに加えます。第 2 号が、予算、議案、請願等について、公聴会を開いた場合の利害関係を有する者、または学識経験者等というふうなことです。それから第 3 号が、当該地方公共団体の事務に関し、調査、審査を行う場合の参考人というふうな項目を新たに加え、第 1 号及び第 4 号では、若干の字句の修正を行うものです。

次に第 2 条では、実費弁償の額に関する規定ですが、原則として行政職給料表 6 級の職員の例によるものとし、日当の額は 2,500 円と定めるものでございます。

なお、施行の日は、公布の日からといたすものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 24 号議案、仙南地域広域行政事務組合議会等に出席した関係人等に対する実費弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 第 25 号議案 仙南地域広域行政事務組合有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び仙南地域広域行政事務組合行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について

- 議長（海川正則君） 日程第 7、第 25 号議案、仙南地域広域行政事務組合有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例及び仙南地域広域行政事務組合行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

- 理事長（風間康静君） はい、議長。

- 議長（海川正則君） 風間理事長。

- 理事長（風間康静君） はい。第 25 号議案、仙南地域広域行政事務組合有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び仙南地域広域行政事務組合行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

国においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、これに伴って地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が改正となりました。その内容は、地方公共団体の国等に対する寄附を原則として制限していた附則第 5 条を廃止するというものであります。これに伴い、各市町でも既に条例改正に取り組んだところもあるようですが、当組合でも関連する、組合有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び組合行政財産の使用料徴収条例の 2 本の条例中において、物品の譲与や減額譲渡などの行為の相手方として、国という文言を加える他、字句の整理を行うものであり、なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（海川正則君） 続いて、詳細説明を求めます。佐藤総務課長。

- 総務課長（佐藤克也君） はい。それでは、第 25 号議案につきまして、理事長の命により、詳細説明を申し上げます。

先程お使いを頂きました、別冊の参考資料の方をお開きを頂きたいと思います。3 ページになります。組合有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正及び組合行政財産の使用料徴収条例の一部改正でございます。3 ページの新旧対照表をお開きを頂きたいと思います。只今、理事長の提案理由にもありましたように、国の法律改正に伴う条例改正でありまして、各市町でも既に条例改正に取り組んだところもあるようですが、当組合でも関連する 2 本の条例を改正するものであります。

具体的内容として、初めに新旧対照表 3 ページ、組合有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例ですが、普通財産や物品の譲与、減額譲渡、無償貸付、減額貸付について規定をしております第 3 条第 1 号、第 2 号、それから次のページに移って頂きまして、第 4 条第 1 号、第 6 条第 1 号及び第 7 条において、行為の相手方として、国という文言を加える他、字句の整理を行うものです。

次に、新旧対照表 5 ページをお願いをいたします。組合行政財産の使用料徴収条例におきましては、使用料等の減免規定である第 8 条第 1 号に、行為の相手方として、国という文言を加えるものです。

なお、施行日は、公布の日からといたすものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより 25 号議案、仙南地域広域行政事務組合有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例及び仙南地域広域行政事務組合行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 第 26 号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（海川正則君） 日程第 8、第 26 号議案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第 26 号議案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議員各位御案内のとおり消費税法の一部改正に伴い、来年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられます。このことにより、当組合においても税率の引き上げ分を使用料あるいは手数料に転嫁するため、関係条例を整備するための条例を制定しようとするものであります。このことによって改正となる条例は3本ございます。

一般廃棄物の処理手数料を定める組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例、土地使用料や建物使用料を定める組合行政財産の使用料徴収条例、えずこホールの使用料を定める組合仙南芸術文化センター条例の3本で、施行期日は来年4月1日ではありますが、利用者や関係団体への周知期間を確保するため、今回御審議をお願いするものです。

なお、詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 総務課長の説明を求めます。

○総務課長（佐藤克也君） はい。それでは、第26号議案につきまして、理事長の命により、詳細説明を申し上げます。

別冊、参考資料の6ページ、新旧対照表を御覧を頂きたいと思います。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。只今、理事長の提案理由にもございましたように、来年4月1日より、消費税及び地方消費税の税率がそれぞれ引き上げとなりまして、合計で5パーセントから8パーセントとなることに伴って、当組合においても消費税の引き上げにより、支出増となる分を使用料あるいは手数料に転嫁するため、関連する3本の条例を改正しようとするものであります。

具体的内容についてですが、先ず6ページ、7ページ、組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、一般廃棄物の処理手数料の改正で、現在、トン当たりの処理単価が1万2,000円となっている関係から、50キログラムにつき600円と定めておりますごみ処理手数料を610円に。廃タイヤについては、ホイル付き15インチ未満について600円を610円に。15インチ以上1,000円を1,020円に。ホイルなし15インチ以上500円を510円に。動物死体焼却手数料では、7キロ未満1,300円を1,330円に。7キロから15キロ未満まで2,200円を2,260円に。15キロ以上3,300円を3,390円にそれぞれ改正をしようとするものです。

次に8ページをお願いいたします。行政財産の使用料徴収条例では、第5条第1項、土地使用料で評価額に乗ずる率を100分の4.2から100分の4.3に。第2項、建物使用料で評価額に乗ずる率を1,000分の10.5から、あ、ごめんなさい。失礼しました。100分の10.5から100分の10.8にそれぞれ改正をしようとするものです。組合が所有をする土地、建物等を民間に使用させる場合の使用料で、電力柱、電話柱、飲料水の自動販売機などがこれに該当いたします。

次に9ページ、組合仙南芸術文化センター条例では、えずこホールの使用料としまして、別表の金額に乗ずる率を100分の105から、100分の108に改正をするもので、施行日はそれぞれ来年4月1日とするものですが、関係団体や利用者の方へ周知期間を確保するというので、今回12月議会において御審議を頂くものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第26号議案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決をいたします。本案に原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第26号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第27号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）

第28号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）

○議長（海川正則君） 日程第9、第27号議案、平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）、及び第28号議案、平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第27号議案、平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）及び第28号議案、平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）の2議案については、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに一般会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,432万8,000円を減額し、予算の総額を45億2,235万1,000円にいたそうとするものであります。

補正の概要であります。歳出では人件費、物件費、維持補修費、普通建設事業費で

減額となった一方、歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入で増額が見込まれることから、市町負担金で1億200万円を減額、構成市町の負担軽減に努めるとともに、徴税费及び衛生費において前年度の実績割の精算、消防費では基準財政需要額の精算を併せて行ったところであります。

次に第2表債務負担行為補正では、いわゆるパソコンの2014年問題、すなわちウィンドウズXPの延長サポートが打ち切りとなる問題に対応するための経費及び消防の指令装置及び無線装置保守管理委託料、合計で1億7,304万5,000円を計上しております。

次に第3表地方債補正では、衛生施設整備事業、消防施設整備事業でそれぞれ金額が変更となり、合計で3,510万円の減額となっております。

次に仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に7万3,000円を追加し、予算の総額を1億4,292万8,000円にいたそうとするものであります。補正の詳細については、担当課長より説明をいたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 詳細説明を求めます。阿部企画財政課長。

○企画財政課長（阿部和之君） はい。それでは、理事長の命により詳細説明をさせていただきます。

初めに一般会計補正予算（第4号）です。補正予算書の8ページ、9ページをお開き願います。補正予算書の8ページ、9ページです。

歳入の1款、分担金及び負担金です。1項1目の市町負担金で、1億200万円の減額を行っております。市町負担金としましては、昨年度の実績確定に伴う実績割負担金の精算。消防費に係る基準財政需要額の確定に伴う精算を行うとともに、1億200万円の減額補正を行っております。徴税费負担金、仙南リサイクルセンターを始めとする御覧の所属の減額補正を行っております。

次に10ページ、11ページお開き願います。2款、使用料及び手数料では、本年10月までの実績を反映し、4,945万3,000円の追加補正を行っております。ごみ処理手数料で1,929万7,000円、家庭ごみ処理手数料での3,000万円の追加が主なところでございます。

次に12ページ、13ページお願いします。3款、国庫支出金では、（仮称）仙南クリーンセンターの循環型社会形成推進交付金、この交付金の交付率が3分の1から2分の1に上がったことにより、241万5,000円を追加したほか、角田消防署丸森出張所に係る森林整備加速化林業再生事業費補助金について、11月下旬に交付決定があったことから、3,691万1,000円を追加し、全体で3,903万3,000円の追加となっております。

その下の4款、県支出金では、消防の再生可能エネルギー等導入補助金を減額いたしております。こちらは、入札執行残の減額となっております。

続きまして14ページ、15ページお願いします。5款、財産収入では、2,962万円を追加いたしております。追加となりましたのは、2項1目の物品売払収入での、仙南リサイ

クルセンターの資源回収物売払代2,587万8,000円の追加が主なものです。鉄類などの売却単価増に伴う収入増及び容器包装リサイクル協会からの再商品化合理化拠出金、それと入札拠出金収入を見込み、追加補正となっているものです。

16ページ、17ページお願いします。6款、繰入金では、全体で4,540万円の減額を行っております。市町負担金の減額を行うとともに基金繰入金の減額も行っております。

続きまして18ページ、19ページお願いします。8款、諸収入では、雑入として、東京電力の原発事故に伴う平成23年度分の賠償金1,351万円を追加し、全体で1,334万7,000円の追加となっております。

次に20ページ、21ページ御覧願います。9款の組合債では、衛生債としまして、仙南リサイクルセンターに係るペットボトル減容設備改造工事。消防債としましては、化学消防ポンプ自動車及び丸森出張所庁舎建設工事の契約額に合わせ、全体で3,510万円の減額補正を行っております。

続きまして歳出予算の補正ですけども、年間所要額の過不足の補正を行っております。全体的には減額の補正となっております。主なところを性質別経費を用いて説明したいと思います。ここで補正予算資料、補正予算資料の11ページ、12ページ御覧頂きたいと思います。11ページの一番上の欄が性質別経費の合計となっております。

先ず人件費ですけども、人事異動などに伴う補正を行っておりまして、全体で1,138万2,000円の減額補正となっております。人件費で大きく追加となっておりますのが、総務費の総務管理費で11ページの上から4つ目になります。総務費の総務管理費で1,360万6,000円の追加。あと衛生費の角田衛生センターで、こちらは12ページの上から5つ目になりますけども、角田衛生センターで655万4,000円の追加となっております。総務費では休職職員の復職、人事異動に伴う人員増で追加、あと角田衛生センターでは当初、再任用職員で見込んでいたものが、正職員に替わったため、追加補正となっているものでございます。またあの、人件費で大きく減額となっておりますのが、衛生費の業務課、11ページの下から4つ目になります。業務課の人件費で849万3,000円。消防費、12ページの下から5つ目になりますけども、消防費の方で2,365万9,000円の減額補正となっております。業務課の減額補正は、人事異動に伴うものと職員1名が産休、育児休業に入ったことによる減額です。消防の人件費の減額につきましては、職員の死亡退職、あと免職、早期の退職によりまして減額となっているものでございます。

続きまして物件費ですけども、委託料の発注残の減額や柴田衛生センターに係る薬品の契約単価及び使用量が減少したことによりまして、全体で1,094万7,000円の減額となっております。物件費の中で追加となっておりますのは、燃料費の他、本年9月からの電気料金の値上げに伴う光熱水費で追加補正となっております。その他はあの、消防費に係る無線装置移設手数料、防火被服の購入費、煙体験用資機材購入費で追加補正となっております。無線装置の移設手数料は常備消防費の役務費に、その他の手数料として

追加しているもので、車両購入の入札不調によりまして、無線装置の移設を組合側で別途発注することとしたためのものでございます。防火被服につきましては、職員の採用増による増。あと、煙体験用資機材は助成金の交付決定があったことから、収入と共に追加補正を行っているものです。

続きまして補助費等ですけども、主に衛生施設の汚染負荷量賦課金の減額によりまして、全体で15万5,000円の減額となっております。

次に維持補修費及び普通建設事業費ですけども、それぞれ1,392万7,000円、2,023万1,000円の減額補正となっております。このほとんどが、工事請負費、車両購入費などの発注残の減額によるものです。消防費の消防施設費のカーポート設置工事につきましては、当初予算で計上した予算を皆、減額いたしております。当初、簡単なものを想定しておったわけですけども、建築確認申請が必要となったことから、年度内の完成は難しく、新年度予算に改めて計上するため減額としたものです。

続きまして公債費ですけども、平成24年度の借入利率が低かったことから、186万3,000円の減額補正。あと、予備費では、歳入歳出予算調整のため393万2,000円を追加いたしております。以上が歳出予算の主な補正の内容でございます。

次に第2表、債務負担行為補正及び第3表の地方債補正ですけども、理事長の提案理由のとおりですので、説明の方は省略させていただきます。以上が一般会計の12月補正予算です。

続きまして仙南芸術文化センターの特別会計補正予算（第2号）ですけども、補正予算資料の13ページ御覧頂きたいと思います。先程見てた資料の次のページになります。補正予算資料の13ページです。

こちら歳入予算では、1款、事業収入で友の会収入を、1万円を減額する他、3款、財産収入で財政調整基金の積立金利子3,000円を追加。あと6款の諸収入で雑入といたしまして、チケット販売手数料8万円を追加するものです。

歳出予算の方では、1款の仙南芸術文化センター費で191万7,000円を追加いたしております。これは電気料の値上げに伴う光熱水費と修繕料の追加が主なものでございます。予備費につきましては、歳入歳出予算調整のため184万4,000円を減額いたしております。以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○6番（馬場勝彦君） 議長。

○議長（海川正則君） 6番馬場勝彦君。

○6番（馬場勝彦君） 大変すいません。あの、1点ちょっと確認をさせていただきたいんですが、予算書の19ページにございます、雑収入で東京電力福島原発事故に伴う損害賠償金ということで、1,300万程入っているようですが、これ23年度分で入っているんです

よね。これが23年度の損害請求に関しての満額入っているのかという点と、あと、今後24年度の分としての請求はあったのか、その辺をちょっと、確認をさせて頂きたいなと思います。

○議長（海川正則君） はい、企画財政課長。

○企画財政課長（阿部和之君） それでは今の、馬場議員の御質問に対して、説明させて頂きます。

先ずあの、東京電力の賠償金が満額の交付だったのか、というふうな御質問でございますけれども、当組合で請求した金額からは人件費相当分、時間外の人件費相当分が対象外というふうなことで外されております。それ以外は満額の交付になっております。

それから平成24年度分の請求ですけれども、こちらはまだ、請求自体しておりません。今後その請求を行っていくようになっていくかと思っております。以上です。

○議長（海川正則君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第27号議案、平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第27号議案は原案のとおり可決されました。

これより第28号議案、平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第28号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第219回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会します。

大変御苦勞様でございました。

午前11時9分 閉会

